

鶴岡御神領 往還^并 谷々小道分間図 (鶴岡八幡宮蔵) について

浪川 幹夫 (鎌倉国宝館学芸員)

はじめに — 『鶴岡御神領 往還^并 谷々小道分間図』の概要と特徴について—

『鶴岡御神領 往還^并 谷々小道分間図』は、紙本着色の絵図である(以下『鶴岡御神領等図』または本絵図と表記する〔図1・2〕)。表題にもある江戸時代鶴岡八幡宮の「鶴岡御神領」のほか、鎌倉各村間の往還、谷(谷戸)や小道について描いたものとされ、平成三十年(二〇一八)二月十五日に鎌倉市指定有形文化財となった。本絵図については、すでに三浦勝男編『鎌倉の古絵図Ⅲ』で紹介されているが、⁽¹⁾このたびの文化財指定にあたり、詳細調査を実施した。その際、描かれた谷戸や山稜、寺社及び廃寺の名称など多くの情報が得られたので、文化財指定理由書を基調として、本絵図の制作年代やつくられた目的、図に描かれた鶴岡八幡宮供僧十二院のこと、さらには特記すべき図中表記等について改めて検討することとした。

『鶴岡御神領等図』は、縦三〇〇・〇cm、横四一四・〇cmと大型で、袖書には表題のほか「図式曲尺五分十間^{五厘一間}三十一町」とある。縮尺を曲尺で五分を十間、五厘を一間、三寸を一町とし、樹木の形や、図中表記の筆跡などは、嘉永三年(一八五〇)の『光明寺境内図』や同四年の『英勝寺境内絵図』等に似る。⁽²⁾村々の境界がはっきりと確認することができ、記載された各種名称以外にも、往還沿いに連なる家並みと木々や河川、谷戸の位置・形状を詳らかに描いている。さらに本絵図には朱線が引かれ、供僧十二院と巨福呂坂旧道辺、「御社内」を包み、鶯ヶ谷峰上から「松源寺」(現鎌倉市川喜多映画記念館敷地一帯)の手前、若宮大路と続いたあと、「稲瀬川落口」手前までの

由比ガ浜(現在の由比ガ浜地区。本稿では便宜上、由比ガ浜と表記する)と、その反対側の「閻魔川」沿い、乱橋材木座村西側一帯を取り囲んでいる。

本絵図は、縮尺が示されるとともに多くの表記がある反面、鎌倉各村間ではその数や配置等に偏りがある。鶴岡八幡宮境内は「御社内」と記されているだけで諸堂社は窺えないが、それ以外の雪ノ下村や小町村、扇ヶ谷村では谷戸や寺社などの名称が数多く書かれている。その一方で、二階堂村以東や大町村と乱橋材木座村、極楽寺村では表記が少なく、由比ガ浜方面と長谷村は「三ノ鳥居」や「無常堂」のほかに「従是西長谷村」「観音」と記されるのみである。そのうえ、極楽寺村では表記以外に付箋もある。それは「金山」や「下手ヶ久保^{へたくぼ}」などで、しかもその内の「馬場ヶ谷」や「新宮ヶ谷」は位置が違っている(付箋に書かれた「馬場ヶ谷」は西ヶ谷の間違い)。このほか、「横手ヶ原」の西側では「音無川落口」以西を欠失する。この先にも続紙があったが、「音無川落口」の上部には大きく「西」と記されているので、欠失した紙面には地図は続いていなかったと考えられる。そこには、制作年代や制作者名など、本絵図に纏わる情報が書かれていたのかもしれない。そして、このほかの特徴としては、とくに扇ヶ谷村の部分で天保三年(一八三二)五月の『扇ヶ谷村絵図』の表記と多くの部分で一致する。同村絵図は、明和元年(一七六四)の扇ヶ谷山論のとき制作されたものが、文政四年(一八二二)に鶴岡八幡宮の大火で焼失したため再度つくられたという。⁽³⁾ところで、同宮が鎮座する雪ノ下村については、嘉永三年(一八五〇)の『村明細帳』によると、同村の構成は、御料百姓が九軒、同宮の社領百姓が六五軒、同社家が三八軒で、⁽⁴⁾朱線で示された範囲の同宮門前界限には、社家と社領百姓の一部が含まれる。また、「鶴岡御神領」は宝永三年(一七〇六)三月の『鎌倉拾参箇村御公料寺社領高辻覚』(鎌倉国宝館蔵)では総貫高は「高

八百四拾貫四百五十文」で、「雪之下村」「扇谷村」「乱橋村」「大町本郷村」「浄明寺村」の五ヶ村に所在したとあり、明治初年の『旧高旧領取調帳^{伊豆相模}』（明治大学図書館蔵）に見える同宮神領が所在した村落は、「雪ノ下村」「扇ヶ谷村」「乱橋材木座村」「大町村」「浄明寺村」「極楽寺村」の六ヶ村であった。この五ヶ村（あるいは六ヶ村）は両史料の記述から、他の寺社や幕府代官支配所との相給（入会知行）であったことが窺える。⁵⁾

これら「靄岡御神領」が所在する村々のうち、雪ノ下村には東海道戸塚宿から鎌倉までの脇往還の継立場があった。鎌倉各村は、同宮の公的行事のため通行する役人用として同村と戸塚宿間の継立を行うことが義務とされ、このほかにも、宮や公家、門跡の関東下向に際し行われた同宮参拝のため、人馬の提供が課せられたという。のちに、海防警固の関係で三浦半島に陣屋が建設されると、文化七年（一八一〇）頃には長谷村にも継立場が設置された。⁶⁾ こうした幹線となる往還と、その間を走る小道について詳らかに描いていることも本絵図の大きな特徴のひとつである。

※本稿は鎌倉市文化財課が作成した、本絵図に係る文化財指定理由書（馬場弘臣元市文化財専門委員作成）を基調として執筆した。

『靄岡御神領等図』の推定制作年代とつくられた目的について

(1)制作年代の再検討

『靄岡御神領等図』の作者について『鎌倉の古絵図Ⅲ』は、図中表記の筆跡と、山や樹木の描法などから嘉永三年（一八五〇）の『光明寺境内図』や同四年の『英勝寺境内絵図』に記された両図の作者金子精之助忠矩^{ただのり}（出自や事績は未詳）と推定している。⁷⁾ ただし、『靄岡御神領等図』ではほとんど樹木が墨地に緑色を重ねているのに対し『光明寺境内図』と『英勝寺境内

絵図』は墨一色で表現されているほか、この二幅の絵図には耕作地に区画があつて、それぞれの区画内に寺院や農民等土地所有者の名が記入されている反面、『靄岡御神領等図』にそれが無いなど、これらの特徴に差が生じている。そこでこの項では、本絵図の推定制作年代を補強する目的で、図中に記載された要素をもとに検討する。

本絵図の「寿福寺」の脇に記された「相馬天王」は、享和元年（一八〇一）六月『天王社御造営神輿再建控』（八坂大神蔵・市指定文化財）に、

当村ノ氏神者住昔勸^ニ請^{シテ}相馬次郎^ト師常^ヲ奉^レ称^ニ天王^ト、建^ニ叢祠^ヲ於巽ノ荒神ノ^一辺^ニ矣、不^レ知何ノ年^カ換^レ地^ヲ安^ニ置^{スルコト}祠^ヲ於泉^ニ、谷網引地藏山ノ西ノ麓ノ岩窟^ニ歳尚^シ矣、一地形偏狭^{ニシテ}朝参暮詣善男善女悉ク^一患^レ之ヲ、爾^{ヨリ}後借^テ龜谷山本堂ノ左腋^ヲ移^ニスコト^一古祠^ヲ大凡百有余年也、洗^レ磨^{シテ}風雨^ニ古祠既^ニ敗壞^ス、村裏ノ氏子等雖^レ有^ニ再^一建^ノ志願^一、恨^{ラクハ}乏^ニ資財^ニ、噫^{ナル}時^哉、享和改^ニ元辛酉^ニ春邑長義抽振^レ魔^ヲ集^ニ氏子^ヲ一^ニ企^ニ勸奨^ヲ、各自^ニ非^ニ翅喜^ニ捨^{スルノ}淨財^ヲ、復^トニ^{シテ}龜山境内茂林鬱密^{タル}景勝秀美^ヲ、幾^度カ上^ニ龜山常住^ニ、謹^テ願^フ昇^ニ建^{センコトヲ}新祠^ヲ、被^レ為^ニ感^ニ賞^ニ其丹悃^ヲ、衆議^一上軌蒙許^一可^ヲ、村中各自^ニ無^レ不^ニ云^{コト}歎躍^セ、乃借^ニ魯般^カ手^ヲ拽石搬土不日^{ニシテ}新祠落成ス、（以下略）

とある。⁸⁾ この史料からすると、「相馬天王」は鎌倉幕府御家人相馬次郎師常の勧請で「天王」と称し、もと巽荒神の辺りに所在したが、泉ヶ谷の網引地藏山の西麓にある岩窟に移転し、元禄期頃（一六八八〜一七〇四）に寿福寺本堂の左脇に、享和元年に現在地に鎮座したという。この社は、前述の『扇ヶ谷村絵図』にも、現八坂大神の位置に無記名ながら鳥居と社殿が描かれている。そして、同社蔵『天王当番帳』（天和元年（一六八一）から昭和十八年（一九四三）まで書き綴ったもの）に

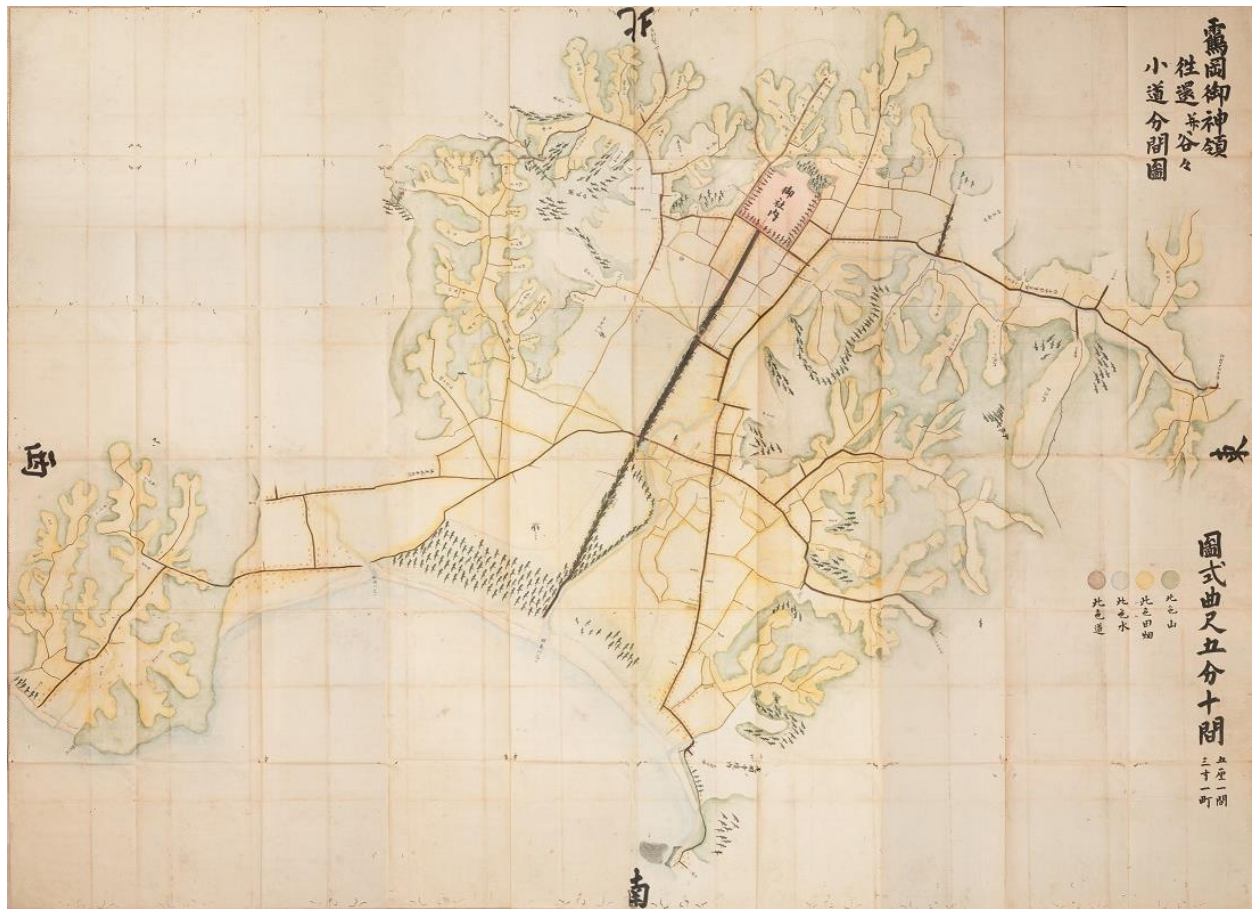


図1 鷹岡御神領 往還并谷々小道分間図 鶴岡八幡宮

鎮守八坂大神と奉称シ」御神幣奉安置也」坂井植右衛門（中略）

明治二_二年」五月廿六日

とあって⁹⁾、「相馬天王」は明治二年（一八六九）五月二十六日に「八坂大神」と改名したことが判明する。

このほか、「相馬天王」の表記以外で本絵図の制作年代を推定し得るものとして極楽寺村に「石切」があるが、この表記は岩沢家蔵の明治四十五年（一九一三）『相州鎌倉極楽寺村絵図』にもほぼ同じ位置にある。同村絵図は、同家蔵享和三年（一八〇三）十一月『極楽寺村絵図御用書上帳』と同時期に制作されたものの写と見られており¹⁰⁾、これらことから『鷹岡御神領等図』は、金子精之助忠矩の作とする推定を考慮しても、同年以降嘉永三年（一八五〇）頃の間の制作と考えられる。さらに、本絵図には明治二年（一八六九）に鎮座した鎌倉宮がない。この点からも描かれたのは江戸時代後期であって、幕末を下ることはないと思われる。

(2) 制作の目的について

『鷹岡御神領等図』には制作者名や描いた理由、目的などを示すものは一切存在しない。では、何のために制作されたものなのだろうか。

同図の中央部と東側は小町村・大町村・雪ノ下村・二階堂村・浄明寺村・十二所村・材木座村で、描かれた道筋や山、谷戸には寺社や山稜、谷戸の名などが明記されている。これに対し西側では、扇ヶ谷村にそれらが多く示されている以外は極楽寺村に少しあるだけで、長谷村では数本の道筋と「観音」の記があるのみである。

さらに、前述したとおりこの絵図には、雪ノ下村と小町村の一部から乱橋材木座村と由比ガ浜方面にかけて朱線が引かれている。朱線で囲まれた範囲

鸛岡御神領
往還并谷々
小道分間圖



圖式曲尺五分十間
五厘一間
三寸一町

図2 a. 鸛岡御神領 往還并谷々小道分間圖 (部分・東側) 鶴岡八幡宮



図2 b. 同図 (部分・西側) 鶴岡八幡宮

について『鎌倉の古絵図Ⅲ』は、「御社内をふくめ僧坊十二院の峰上・巨福呂坂旧道辺・鶯ヶ谷峰上から松源寺ちかく、そして若宮大路に沿って細い朱線が引かれているのは、おそらく八幡宮の境域を示したのである」として⁽¹¹⁾いる。当然、「御社内」や供僧十二院、若宮大路は境内として差し支えないと考える。これに対して、乱橋材木座村や由比ガ浜方面の朱線の内側は、はたしてどのような状況にあったのだろうか。

乱橋材木座村については、江戸時代の同村西部を描いた『材木座村絵図』（制作年代未詳・鎌倉市中央図書館蔵）に、『鶴岡御神領等図』の朱線とほぼ同範囲に「神主領田 百姓 長五郎 利兵衛」のほか、「最勝院領畑 百姓 喜三郎」「我覚院領畑 下場^{下馬} 市助」「相承院領畑 百姓 久兵衛」「莊嚴院領畑 百姓 新七」「増福院領畑 材木座村 百姓 喜右衛門」などと記された区画がある（とくに神主領が多い）。ただ「御公料田 百姓 善右衛門」「永式百三拾六文畑 材木座村 百姓伝五郎」「永式百五拾文畑 蓮乗院分 材木座村 百姓勘右衛門」「永四百式拾人文田 百姓 補陀樂寺^卷」「円応寺領畑」とある区画も見られるので、「鶴岡御神領」とともに寺領や御料が所在したことは明らかである。⁽¹²⁾一方、由比ガ浜方面に引かれた朱線の内側は、かつて海浜部にあった松林である。この区域は近代では「乱橋材木座字松原」で、⁽¹³⁾鶴岡八幡宮所蔵『法規指令類綴』によれば大正五年（一九一六）十月二十日に「宇松原の社有地」を保安林に編入したとあるので、この頃までは同宮神領だったようである。⁽¹⁴⁾ただし、維新直後のことはわからない。また、前に示した宝永三年（一七〇六）『鎌倉拾参箇村御公料寺社領高辻寛』によると、「鶴岡領」を「高八百四拾貫四百五十文」とし、同宮神領が「雪之下村」「扇谷村」等五ヶ村それぞれに所在したことが記され、その内訳として鶴岡八幡宮供僧十二院のほか「神主」「少別当」「諸社人」「松源寺」が各神領の所有者として示されて

⁽¹⁵⁾いる。それらのことからしても、本絵図に引かれた朱線の内側が同宮境内と神領が存在した「境域」であることは理解できる。

では、鎌倉各村での「鶴岡御神領」の状況は、実際どうだったのだろうか。扇ヶ谷村に限っていえば、天和二年（一六八二）『鶴岡御神社領扇谷村名寄帳』（写）に、莊嚴院・香象院・安樂院などの供僧十二院のほか大伴神主や花光院等の「分」として、「荒神脇」「正隆寺」「清水寺」「無量寺前」「字正円寺」「字亀ヶ谷」「字山王堂」「字梅ヶ谷」「梅ヶ谷口」「字法泉寺」などの各字にそれぞれの所領があったことが窺える。⁽¹⁶⁾これらの字名は『鶴岡御神領等図』の表記とほぼ同一であるが、一部本絵図では「正隆寺」は「正龍寺」、「字正円寺」は「莊園寺谷」、「字法泉寺」は「宝泉谷」となっている。

そのうえ、『鶴岡御神領等図』の表記と鎌倉における同宮神領との関係を見ると、同三年九月『鶴岡八幡宮領社人分名寄帳』に「諸社人分」として、雪ノ下村で「千度小路」「東御門」「大御堂」、扇ヶ谷村で「御所入」「七観音下」「無量寺前」「青龍寺」「泉谷」「清水寺」、乱橋材木座村で「弁谷」「無常堂」、大町村で「佐介」「天狗堂崎」「松葉谷」「名越」、浄明寺村で「浄明寺」「宅間」「釈迦堂口」「犬掛口」と、これら五ヶ村内の各字に「鶴岡領」が所在したほか、十二所村に「泉水」、小町村に「千葉地」、長谷村に「長谷小路」、極楽寺村に「二ノ谷大道前」などとあつて、⁽¹⁷⁾この史料も本絵図の表記とほぼ一致する。そして、貞享五年（一六八八）九月『鶴岡八幡宮領永高書上覚』（写）の「一鶴岡八幡宮領高永楽八百四拾貫文余」に列記されたものの中で、例えば「一高六百四拾文 花光坊鏡持役料」「一高老貫文 松源寺鏡持役料」「一惣高廿老貫九拾三文 伶人八人役料」「一惣高六貫百五拾老文 神官七人役料」からすれば、⁽¹⁸⁾『鶴岡八幡宮領社人分名寄帳』に書かれた「千度小路」等各字に、諸社人に配分された土地が存在したことが考えられる。

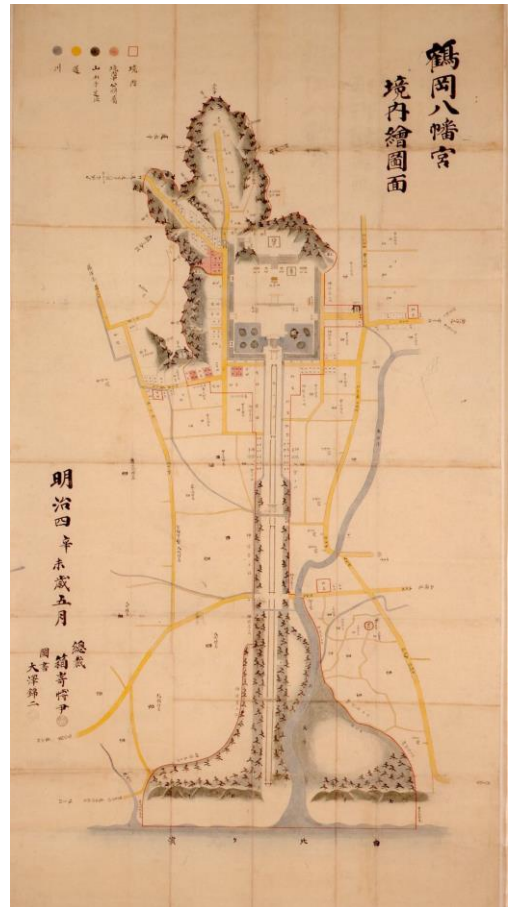


図3 鶴岡八幡宮境内繪圖 鶴岡八幡宮

禄元年（一五九二）それまで同家に配当されていた知行地の一部が当村に移されたという記録がある（辰「文禄元年」四月二十九日「頓阿弥等三人連署知行打渡状」⁽²²⁾）。

以上、「五ヶ村」以外にも同宮神領は存在した。これらのことからすれば、

『鶴岡御神領等図』の制作目的は「鶴岡御神領」が散在した地域と、「御社内」から各神領に至るための道筋と距離を示すことにあったと推定できる。

では、朱線の意味は何なのだろうか。そこで関連史料に目を向けると、本絵図と同じく朱線が引かれたものとして、明治四年（一八七二）五月の紙本淡彩『鶴岡八幡宮境内繪圖』（同宮蔵）がある⁽²³⁾。これは、廃仏毀釈及び社領上知後の絵図で、諸堂宇除却直後の境内が描かれるほか、御谷・新旧巨福呂坂辺・鶯谷から若宮大路と由比ガ浜、材木座の西南側を朱線で取り囲んでいる（図3）。この図の朱線は、『鶴岡御神領等図』とほぼ同じ範囲を示している

ので、そのことからすると本絵図の朱線は維新後に追記されたものとなる。

それは、この時上知されなかった境内と、同宮神領が散在していた境域の範囲を示したのかもしれない。ただ、同宮『庶務回議綴』明治三十一年（一八九八）二月九日の部分には、上知された鎌倉町乱橋材木座字下河原の旧御神領の払下げを御料局に申請したことが記されているので、上知直後の旧領復帰を政府に求めるため、新たに書き入れたものとも考えられる⁽²⁴⁾。

『鶴岡御神領等図』に描かれた鶴岡八幡宮供僧十二院について

『鶴岡御神領等図』には、江戸時代における鶴岡八幡宮の支院、供僧十二院の位置が明確に書き込まれている。御社内北方の谷戸にある通称「御谷」に所在した同十二院は、初め供僧坊として二十五坊が存在した。坊号が院号に替わったのは応永二十二年（一四一五）正月以降といい、一時七院まで減

さらに、宝暦十二年（一七六二）五月『秣場出入一札』によれば、

鶴岡御神領散在之儀、大小百姓田畑牛馬養定置候、然所扇谷村百姓此度心違之儀有之由相聞候、向後御神領散在之場紛敷無之様急度可相守候、（中略）右之通五箇村一同奉畏候、以上 五ヶ村名主判

と、「鶴岡御神領」が鎌倉各所に散在していたことが知れ、極楽寺村では極

楽寺領のほか同宮神領と円覚寺領などが入合で存在し（明和五年（一七六八）十二月『相模国鎌倉極楽寺村書上帳』⁽²⁰⁾）、扇ヶ谷村は、明和元年（一七六四）

『扇ヶ谷村鶴岡社領一件』に

佐介谷稻荷山の辺には、古来より鶴岡社領の田畑三間通木陰相除、（中略）殊に御料并英勝寺領、寿福寺領、浄光明寺領、鶴岡領入会の村方に候得ば、

とあって、御料と寺社領が混在し、相給であったことが裏付けられる⁽²¹⁾。これらのほか長谷村では、同宮に雅楽師として奉仕した伶人加茂家について、文

じたものを、文禄年中（一五九二〜九六）に徳川家康が十二院に再興した。⁽²⁵⁾

本絵図の同十二院の所には、最勝院・安楽院・増福院・正覚院・海光院（以上「新院家」）、浄国院・我覚院・等覚院・相承院・恵光院・香象院・莊嚴院（以上「古院家」）と記され、その西側の谷には「大御坊谷」と書かれている。この谷は、現在神奈川県立近代美術館鎌倉別館と巨福呂坂新道がある辺りで、「八正寺谷」とも。ここにあった建長三年（一二五一）建立とされる若宮御影堂が、応永二十一年後小松天皇の勅願寺となって「八正寺」と称したとされる。その後「八正寺」は別当寺に位置づけられたというが、いつ廃絶したかは不明である。⁽²⁶⁾そして、昭和二年（一九二七）鎌倉同人会発行の『鎌倉』実測図は、「八正寺谷」を「十二院址」の北奥の谷戸に記し、「十二院址」の西側を「別当坊址」としている。長年のうちにそれらの旧地を示す位置が替わったとも考えられるが、わからない。念のため付記しておく。⁽²⁷⁾

供僧十二院は、江戸時代を通じて鶴岡八幡宮の祭祀を司った。維新後は、「明治五年正月改」とある戸籍簿『神奈川県管轄第十一区戸籍之九 雪ノ下村』に、「二番屋敷居住」から「十三番屋敷居住」として「八幡宮旧総神主」十二名が列記され、かれらは各院の「供僧大別当兼職」で「慶応四辰年復飾」とも記されており、⁽²⁸⁾廃仏毀釈の嵐の中で十二人の「総神主」となった後、明治五年（一八七二）以前にその立場を急速に失ったことが窺える。

このほか、同宮社僧の「松源寺」は、前述した明治五年の戸籍簿に「四十二番屋敷居住 八幡宮旧社人（人名省略）元松源寺慶応四辰年復飾」とあるのが記録としては最後だろう。⁽²⁹⁾ただし、同寺は社僧でありながら、『靄岡御神領等図』では朱線外に置かれている。この寺は、境外寺院だったのだろうか。⁽³⁰⁾このように、同宮の根幹をなす支院として存続した供僧十二院と社僧「松源寺」は、維新後急速に廃絶したのだろう。とすれば、同十二院の位置や院

名を示した史料としては、本絵図が最後のものとなる。

その後、同十二院の旧地については、横浜地方法務局湘南支局が所蔵する『旧土地台帳』によると、横浜の実業家原善三郎（一八二七〜一八九九）が同二十六年（一八九三）六月から大正九年（一九二〇）三月まで、原善一郎（一八九二〜一九三七・原富太郎「三溪」の長男）とともにそれらの旧地（字御谷）を所有した。これは、そのほぼ全域にわたっている。⁽³¹⁾

特記すべき図中表記などについて

『靄岡御神領等図』には、谷戸や廃寺などの名称が数多く表記されている。ただし、それら図中表記に他の古絵図や古記録とは違った名称が散見されるほか、付箋表記のうちで貼り付け位置にずれが生じているものもある。そこでこの項では、これらのほかに、現在とは位置を異にする、あるいは既に失われた名称等を列記する。なお、鎌倉の谷戸や地名、廃寺などについては、高橋慎一郎編『鎌倉の歴史』―谷戸めぐりのスヌマーに詳記されているので、参照していただきたい。⁽³²⁾

「西御門村・雪ノ下村方面」

・「法華堂」……この表記の下部に寄棟造の赤い建物がある（裏表紙写真）。この場所は現在の頼朝墓とほぼ同位置と推定される。また、「法華堂」のすぐ隣には「頼朝卿御墓」と記されている。頼朝墓の石塔には覆堂があったのだろうか。ただ、この赤い建物の上部には、別に屋根状のものが薄くかすれたように描かれているので、「頼朝卿御墓」は、このことを示しているのかもしれない。ところで、『新編鎌倉志』巻之第二の冒頭に描かれた「頼朝屋敷」図には「頼朝墓」とある石塔の左下に「法華堂」とした建物図があるが、『靄岡御神領等図』にはそれが無い。さらに、同書は「頼朝

墓 法華堂の後の山の上「あり」としている。両図の建物位置の違いについては不明である。⁽³³⁾

・「忠久 広元墓所」：墓所に至る階段の位置は、現在と同じである（裏表紙写真）。

・「上諏訪社」「志一稲荷」「下諏訪社」「山王社」：鶴岡八幡宮境外末社

か。「下諏訪社」「山王社」は現横浜国立大学附属小・中学校敷地内に所在した。なお、「志一稲荷」以外は享保十七年（一七三二）『鶴岡八幡宮境内絵図』（市指定有形文化財）に記載されている。

・「季光墓」：「志一稲荷」の奥に表記がある。現雪ノ下二丁目一三二番。

文政六年（一八二二）六月、長州藩毛利家がここに大江季光の墓と同年の記がある墓碑を建立した。その後、同墓は碑とともに源頼朝墓近くの伝大江広元墓の傍らに移された。

ところで、本絵図には「御社内」と「松源寺」との間に、天明五年（一七八五）刊『鎌倉名跡志』や、嘉永三年（一八五〇）刊『鎌倉一覽之図』などに記された「神主」や「鉄くわんおん（鉄観音）」が見られない。これらの表記は、明治初期頃の制作と推定される『相州鎌倉絵図』にもあるので、維新直後も存在したことは確かである。当然、本絵図にも記されるべきものと考えらるが、それがない理由は不明である。

「扇ヶ谷村（現扇ヶ谷方面）」

扇ヶ谷村（現扇ヶ谷方面）については、『扇ヶ谷村絵図』と表記が異なるもののみ列記する。

・「莊園寺谷」：扇ヶ谷三丁目四一四一八辺り。『扇ヶ谷村絵図』には「正遠寺谷」とある。亀ヶ谷切通東隣の「勝縁寺ヶ谷」のこと。「正円寺」の表記もある。ここには禅宗寺院「勝因寺」があったとされる。同寺は鎌倉時代の創建といい、廃止された時期は不明である。

・「松岩寺谷」：扇ヶ谷二丁目一三三番辺り。『扇ヶ谷村絵図』に「松岸寺」とある。「松岩寺」は泉ヶ谷に所在した禅宗寺院。創建と廃絶時期は不明である。

・「正龍谷」：扇ヶ谷四丁目五四六番～五六二番辺り。『扇ヶ谷村絵図』に「正涼寺谷」とある。清涼寺ヶ谷のこと。海蔵寺の手前、同寺に向かって右側の谷で、当地にあった寺は新清涼寺という。弘長二年（一二六二）に叡尊が関東へ下った時、はじめここに住したと伝えられている。

・「知岩寺谷」：扇ヶ谷四丁目三七三番辺り。英勝寺西北の谷で、『扇ヶ谷村絵図』に「智岸寺谷」とある。ここには臨済宗の智岸寺があった。同寺の沿革等は未詳。尼寺であったが一旦廃れ、後北条氏鎌倉支配の時代に東慶寺の隠居的役割を果たすとされる。境内に地藏堂があり、その地藏菩薩像は貞享の頃（一六八四～八八）鶴岡供僧坊正覚院に移り、その本尊となっていたという。本像は「どこも苦地藏」の俗称で知られ、現在は瑞泉寺の所蔵になっている（重要文化財 木造地藏菩薩立像）。

「扇ヶ谷村ほか（現佐助・御成町方面）」

・「鏡立松」：明治二十三年（一八九〇）一月に出版された『江の嶋 金澤 鎌倉名所記 全』に「化粧坂鏡立松」とみえる。⁽³⁴⁾ 名所のひとつと思われるが、詳細は不明。

・「紅掛松」：名所のひとつと思われるが、詳細不明。

・「諏訪ノ森」：御成小学校敷地内にあった諏訪神社のこと。同社は大正関東地震の後、昭和十二年（一九三七）に同じ場所に再興されたという。現在は鎌倉商工会議所の傍に遷されている。

・「興禅寺」：曹洞宗京都妙心寺末で、寛永十四年（一六三七）から正保二年（一六四五）頃に創建されたという。江戸時代末期まで存続したらしい。

〔小町村〕

- ・「妙勝寺」…宗旨未詳。創建と廃絶の時期は不明。延宝八年（一六八〇）七月『鎌倉中寺社領貫目高帳』所収「鎌倉中御除地覚」に「本寺上総国茂原 妙勝寺 法花」とある。⁽³⁵⁾

〔大町村と乱橋材木座村（現大町・材木座方面）〕

- ・「佐竹天王」…現八雲神社。応永年中に佐竹屋敷にあった佐竹一族の靈祠を当社の相殿に合祀し、「佐竹天王」と称したとの社伝がある。ほかに「松堂祇園社」「松殿山祇園天王社」「祇園天王」などの称がある。⁽³⁶⁾
- ・「諏訪社」…延命寺と教恩寺の間。大町一丁目一〇三四番一の、現米町会館前にある石廟の所か。
- ・「六坊」…詳細不明。

- ・「黄金窟」…通称「黄金やぐら」。大町字釈迦堂口の谷から東へ三つ目の谷を「黄金谷」といい、そこにある大きいやぐらを「黄金やぐら」と称した。内部に溜まった水の中に水藻があつて、それが黄金色に耀いたことからその名があるという。⁽³⁷⁾

- ・「長善寺」…寺伝に染屋時忠の建立といい、現辻薬師堂が建つ所に所在したが、詳細は不明である。本尊薬師如来及び両脇侍立像と十二神将立像は、近年まで辻薬師堂安置であつた。現在は鎌倉国宝館の所蔵である（全て県指定文化財）。

- ・「弘福寺」…時宗寺院の現向福寺のこと。表記は間違いだらう。なお、「弘福寺」は、西御門にある谷戸のことをいうらしい。⁽³⁸⁾

- ・「天王」…九品寺前。詳細は不明。

〔由比ガ浜方面から極楽寺村〕

- ・「無常堂」…和田塚のこと。采女塚ともいい、古墳ないし和田の乱で滅亡

した和田義盛一族を葬った場所とされるが、塚と和田一族との関係はなく、発掘調査でもこの塚が古墳でないことが判明している。

- ・「諏訪ヶ谷」…正福寺があつた谷か。その場所は、昭和二年（一九二七）『鎌倉』実測図に「正福寺址」とある。⁽³⁹⁾また、前述の『相州鎌倉極楽寺村絵図』（岩沢家蔵享和三年〔一八〇三〕十一月「極楽寺村絵図御用書上帳」とほぼ同時期作成と推定）には、本図とほぼ同位置に「諏訪ノ入」の表記がある。⁽⁴⁰⁾なお、「諏訪ヶ谷」は『としよりのはなし』付図では腰越津村の西端に位置している。現稲村ガ崎五丁目の造成地内だろうか。

- ・「馬場ヶ谷」…その付箋のある谷戸は西ヶ谷（極楽寺四丁目八五〇～九三七番辺り）。「馬場ヶ谷」は東隣の谷戸で、極楽寺二丁目九三七～一〇一六番辺りである。

- ・「二之谷」…『相州鎌倉極楽寺村絵図』に同一の表記がある。

- ・「一之谷」…稲村ガ崎四丁目五六三～六九六番辺りか。『相州鎌倉極楽寺村絵図』に同一の表記があり、『としよりのはなし』付図に「一ノ谷」、昭和二年『鎌倉』実測図に「一ヶ谷」とある。

- ・「横手ヶ原」…現江ノ電稲村ヶ崎駅辺りからその北側一帯。稲村ガ崎二丁目三七一～四四一番辺り。この地名は、『鎌倉絵図』（大坂屋孫兵衛板行）年月日未詳。延享・寛延頃（一七四四～五一）の制作と推定）に「よこて原」、『鎌倉絵図』（八まん宮表門前 丸屋富蔵板）年月日未詳。文化・文政頃の制作と推定）に「よこてがはら」、『相州鎌倉極楽寺村絵図』に「横手」と表記がある。

- ・「金山」…付箋表示。稲村ガ崎一丁目一八五～二九一番辺り。ただし、付箋の位置は間違っている。

- ・「下手ヶ久保」…付箋表示。稲村ガ崎一丁目六八～一八四番辺り。昭和二

年『鎌倉』実測図に示された同じ位置に表記がある。

まとめ

本稿では、『靄岡御神領等図』について、制作年代とその目的、さらには鶴岡八幡宮供僧十二院ほか特記すべき図中表記などについて検討した。その結果、次のようなことが判明した。

(1) 『靄岡御神領等図』の制作年代について

本絵図については、従前より嘉永三年（一八五〇）『光明寺境内図』等の作者金子精之助忠矩が描いたものとする推定がある。さらに今回はそのことを考慮したうえで、扇ヶ谷村の「相馬天王」や極楽寺村の「石切」の表記から、推定制作時期を享和三年（一八〇三）以降嘉永三年（一八五〇）頃までと、長めに設定した。

(2) 『靄岡御神領等図』の制作の目的について

天和三年（一六八三）『鶴岡八幡宮領社人名寄帳』や貞享五年（一六八八）『鶴岡八幡宮領永高書上覚』（写）などによれば、「靄岡御神領」は鎌倉各所に散在しており、本絵図はそれらがあつた地域と、鶴岡八幡宮「御社内」から各神領に至るための道筋と距離を示したものであることが推定できた。そして、雪ノ下村のほか、乱橋材木座村と由比ガ浜方面には朱線が引かれていて、これを明治四年（一八七二）『鶴岡八幡宮境内絵図』と比較すると、『靄岡御神領等図』の朱線は同境内図とほぼ同じ範囲を示していることが判明した。このことからすれば、この朱線は明治維新後のものであることが明らかで、政府に上知されずに保存された境内及び境域の範囲を示したか、あるいはそれとは反対に、上知された旧領の復帰を政府に申請する目的で引かれたことが考えられる。

(3) 『靄岡御神領等図』に描かれた鶴岡八幡宮供僧十二院について

『鎌倉の古絵図Ⅲ』では江戸時代の同宮供僧十二院について、その概要が示されている。前述したように『靄岡御神領等図』以降は同十二院に関する絵図類は無いようで、この点からすれば本絵図は同十二院の位置を示した最後の史料として差し支えないだろう。また、同十二院では維新直後から明治五年にかけて元供僧らがその立場を急速に失ったのち、同二十六年（一八九三）から大正九年（一九二〇）まで、原善三郎と原善一郎がその旧地である「御谷」のほぼ全域を手中に収めるなど、当地の近代における激動の状況が明らかとなった。

(4) 特記すべき図中表記などについて

『靄岡御神領等図』では、図中の表記で他史料とは違った名称が散見されたり、本来あるべきものがない、または付箋表記の貼り付け位置に違いがあるというような特徴も確認された。たとえば、極楽寺村で「馬場ヶ谷」の付箋のある谷戸は西ヶ谷であり、扇ヶ谷村の「勝縁寺ヶ谷」が「荘園寺谷」のことで、乱橋材木座村の「弘福寺」は向福寺の間違いであった。ただ、本絵図の制作に関して、これらのことからどのようなことがいえるかは判らなかつた。

以上、『靄岡御神領等図』は、主として「靄岡御神領」が御料や他の寺領と相給で所在した村々と、そこに至る道程や距離を示すため、江戸時代後期〜幕末に制作されたと解釈できる。さらに、維新後は同宮神領のことに関連して新たに朱線が引かれるなど、数度利用、あるいは追記・改変されたのではないだろうか。いずれにせよ本絵図は、谷戸や寺社、廃寺の名称などが書き込まれた、情報の多い鎌倉詳細図としてその価値は高いものである。

註(参考文献)

- (1) 三浦勝男編『鎌倉の古絵図Ⅲ』鎌倉国宝館図録第十七集 一九九五 鎌倉国宝館 第1図
- (2) 三浦勝男編『鎌倉の古絵図Ⅱ』鎌倉国宝館図録第十六集 一九九三 鎌倉国宝館 第13図、同『鎌倉の古絵図Ⅰ』同館図録第十五集 一九九二 第4図
- (3) 『鎌倉の古絵図Ⅱ』第8図及び一〇頁。なお、同絵図の袖書について同書は、「この絵図面のもととは明和元年(一七六四)扇ヶ谷山相論のとき作図したものである。ところが、鶴岡八幡宮に所蔵されていた同じ図面が文政四年(一八二二)正月の大火で焼失してしまった。そこで改めて山境を吟味するため、仰せに従いおのおの図面を差出した。そして八幡宮がこれを写し取ったのち、役人衆が立合いのもとに拝見したところ、少しも間違いがなかったので、後の証拠として連印のうえ差上げる、というわけである」と解説している。同絵図の焼失前の元本は鶴岡八幡宮の旧蔵であった。『扇ヶ谷絵図』には『蠶岡御神領等図』と表記等で共通したものが多くみられるので、何か関係があるかもしれない。参考までにここに付記する。
- (4) 青山孝慈他編『相模国村明細帳集成』第一巻 五五二頁
- (5) 『鎌倉の古絵図Ⅲ』二・三頁、『鎌倉市史』近世史料編第一 一九八六 吉川弘文館 第一八号文書
- (6) 『鎌倉市史』近世通史編 一九九〇 吉川弘文館 二〇五頁
- (7) 『鎌倉の古絵図Ⅲ』一頁
- (8) 原典より
- (9) 原典より
- (10) 『鎌倉の古絵図Ⅱ』一七頁
- (11) 前掲註(7)
- (12) 原図および『特別展 鎌倉震災史』―歴史地震と大正関東地震― 二〇一五 鎌倉国宝館 四〇頁
- (13) 『としよりのはなし』鎌倉市文化財資料第七集 一九八三 鎌倉市教育委員会 付図
- (14) 『鶴岡八幡宮年表』一九九六 鶴岡八幡宮社務所
- (15) 前掲註(5)
- (16) 『鎌倉市史』近世史料編第一 一四六号文書
- (17) 『鎌倉市史』近世史料編第一 一四七号文書
- (18) 『鎌倉市史』近世史料編第一 一四八号文書
- (19) 『鎌倉市史』近世史料編第一 一五一号文書
- (20) 『鎌倉近世史料』極楽寺村編 一九六八 鎌倉市教育委員会 二号文書
- (21) 『鎌倉近世史料』乱橋材木座村編 一九六七 鎌倉市教育委員会 二二七号文書
- (22) 『鎌倉市史』史料編第一 一九七二 吉川弘文館 三七三号文書、『鎌倉市史』近世通史編 一七三・一七四頁
- (23) 横浜高島屋ギャラリー―展示図録『御鎮座八百年記念 鶴岡八幡宮』一九九一 鶴岡八幡宮 61図
- (24) 前掲註(14)
- (25) 前掲註(7)
- (26) 『鎌倉廃寺事典』一七二頁及び同書付図「鎌倉廃寺地図」
- (27) 鎌倉同人会編『鎌倉』一九二七(復刻古地図) 人文社
- (28) 原典より
- (29) 原典より
- (30) 前掲註(7)
- (31) 拙稿「明治二十年代都人士による土地所有―旧長谷・坂ノ下・極楽寺村の場合―」『鎌倉』九三号 二〇〇一・一二七五頁
- (32) 高橋慎一郎編『鎌倉の歴史』―谷戸めぐりのススメ― 二〇一七 高志書院。なお、本項は『鎌倉廃寺事典』、澤壽郎『鎌倉 古絵図・紀行』鎌倉古絵図編 一九七六 東京美術、『図説鎌倉年表』、『鎌倉の地名由来辞典』、『としよりのはなし』付図を典拠として作成したが、それ以外の文献を参考とした項目については、個別に番号を付した。
- (33) 『大日本地誌大系』新編鎌倉志・鎌倉攬勝考 一九二九 雄山閣 一四―一六頁
- (34) 原典より。奥付に「神奈川県鎌倉郡東鎌倉村雪ノ下二百八十番地平民 発行者 吉田治右エ門」とある。
- (35) 「鎌倉史蹟めぐり会記録(十八)」亀田輝時編『鎌倉』第五巻第式号 一九三九・六 鎌倉文化研究会 五一頁
- (36) 『鎌倉市史』社寺編 一九六七 吉川弘文館 一五〇頁
- (37) 『鎌倉市史』考古編 一九六七 吉川弘文館 五一―一頁
- (38) 「鎌倉史蹟めぐり会記録(四)」亀田輝時編『鎌倉』第式巻第式号 一九三六・四 鎌倉文化研究会 三五頁
- (39) 前掲註(27)
- (40) 『鎌倉の古絵図Ⅱ』14図及び同書一七頁

謝辞

本稿作成にあたっては、ご所蔵者の鶴岡八幡宮及び鎌倉市中央図書館には資料写真の使用承諾のほかご協力を賜った。文末ながら御礼申し上げる次第である。